

平成 2 1 年第 7 回臨時会

上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日開会
平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

平成 2 1 年第 7 回上里町議会臨時会議事録第 1 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日（金曜日）

議事日程 第 1 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長提出議案第 6 3 号 上里町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 町長提出議案第 6 4 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 町長提出議案第 6 5 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 町長提出議案第 6 6 号 平成 2 1 年度上里町一般会計補正予算（第 5 号）について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井藤實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
総務課長	久保勉君	総合政策課長	高野正道君
健康保険課長	高杯一美君		

事務局職員出席者

事務局長	戸矢隆光	次長	須田孝史
------	------	----	------

開会・開議

午前 10 時 30 分開会・開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年第 7 回上里町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員について

議長（根岸 晃君） 日程第 1 会議録署名議員について 会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、8 番高橋 仁議員、9 番伊藤 裕議員、11 番桜井 彪議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

議長（根岸 晃君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 提出議案の報告について

議長（根岸 晃君） 日程第 3 提出議案の報告について 町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局報告〕

日程第 4 町長提出議案第 63 号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第 4 町長提出議案第 63 号、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申し上げました議案第 63 号、上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

はじめに提案理由でございますが、平成 21 年 8 月 11 日付けの人事院勧告等及び同年 9 月 15 日付け埼玉県人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与を改定したいので所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

本年の人事院勧告等における給与勧告に係るポイントを申し上げますと、月例給、ボーナスともに引き下げられております。

引き下げの幅でございますけれど、国家公務員で申し上げますと額にして平均年間給与で 15 万 4,000 円、率で 2.4 パーセントの引き下げと平成 15 年の 2.6 パーセントに次ぐ大幅な引き下げとなっております。

まず、月例給であります。民間給与との格差でありますマイナス 0.22 パーセントを解消するため、給料月額を引き下げ改定と住居手当のうち持家分の廃止となっております。なお、若年層においては、給料月額を据え置きとなっておりますのでございます。

また、給与構造改革の俸給水準の引き下げに伴う経過措置についての算定基礎額も同様

に0.24パーセントを引き下げのものとしております。

次に期末・勤勉手当であります、0.35ヶ月分の引き下げでございます、年間4.15ヶ月としております。

6月期の期末・勤勉手当は、暫定措置といたしまして0.2ヶ月の引き下げを行ったところであります。6月期は暫定措置分を充当し、更に12月期の期末・勤勉手当を0.15ヶ月の引き下げとなっておりますところでございます。

また、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの間の給与についても調整率に乗じた額、12月期の期末手当の額から減額調整をするものであります。

埼玉県人事委員会の給与勧告も同様な趣旨となっているところでございます。

政府は、8月25日に給与関係閣僚会議を開催いたしまして、人事院勧告の実施を決定し、臨時国会への関係法律の改正案を提案しております。埼玉県におきましても、10月定例議会において改正条例の議決が行なわれ、既に施行されておるところでございます。

本町におきましても、人事院勧告の趣旨や国の取扱い方針を踏まえ、職員の給与改定を行なうものであります。また、給与の一部の控除についても規定整備を併せて行いたいということでございます。

条文の概要についてでありますけれども、はじめに第1条として、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたします。

上里町職員の給与に関する条例のうち第6条の次に、給与の一部の控除に関する規定として第6条の2を追加いたしました。

地方公務員法第25条第2項の規定により職員の給与については、全額払いの原則が規定されておりますが、法律又は条例により特に認められたものを除くものを規定されていることから給与の一部控除についての規定整備を行うものであります。

まず、給与から一部控除については、法令で定められております所得税等の源泉徴収や地方公務員共済組合の掛金などがございますが、給与の一部の控除に関しまして新たに規定を追加いたしました。

第1号といたしまして市町村共済組合が行う貸付金の返済金、第2号といたしまして団体取扱契約に係る生命保険、又は損害保険の保険料、それから第3号といたしまして職員が契約した金融機関への積立金、第4号といたしましてその他町長が特に必要と認めるものといたしたところでございます。

次に給与改定に係る改正点を申し上げたいと思いますが、第17条第2項中、12月に支給する期末手当の額を「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第3項中再任用職員の期末手当の適用につきましては、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改めるものであります。

第18条第2項第1号中、勤勉手当の額を「100分の75」を「100分の70」に改めるものであります。別表にあります行政職給料表(一)を全面改正いたしました。2ページから6ページまでを御覧いただきたいと思っております。

次に第2条として、同じく上里町職員の給与に関する条例の一部を改正いたすものであります。

はじめに第17条第2項の一部改正は、6月に支給する期末手当の支給額を「100分の140」から「100分の125」に改め、同条第3項中再任用職員の期末手当の適用についても、「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に改めるものであります。

次に第18条第2項第2号の一部改正であります、再任用職員の勤勉手当の額についてであります、6月期支給の「100分の35」と12月期支給の「100分の40」を「100分の35」に改めるものであります。

次に第3条といたしまして、平成18年に制定いたしました上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものであります。

附則第6条第1項の規定は、給与構造改革の実施により給料表の引き下げに伴う経過措置の算定基礎額についても、今回の給料表の引き下げ改定が行なわれるため、給料月額改定に合わせて100分の99.76を乗じて得た額に引き下げをおこなうものであります。ただし、附則別表第2に掲げます減額改定対象外職員の号給は除くものとしておるところでございます。

次に附則関係でございますけれども、第1項では施行期日として、公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。なお、公布する日が月の初日である場合はその日となるわけでありまして、第2条の規定につきましては、平成22年4月1日から施行となっているところでございます。

次に第2項では、施行日前の異動者の号給の調整として権衡上必要と認められる限度内において町長が調整できるものとしております。

第3項では、第2項の調整にあたって、職員が受けていた号給等の基礎を規定したものでありまして、第1条の規定による改正前の上里町職員の給与に関する条例やこの条例に基づく規則の規定いたしましたものであります。

第4項でありますけれども、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定したものであります。

この規定は、平成21年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を年間給与でみて解消するため4月の給与に調整率0.19パーセントを乗じて得た額を、4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に調整率0.19パーセントを乗じて得た額の合計額に相当する額を平成21年12月の期末手当の額から減額調整するものであります。

第5項でございますけれども、附則第2項から第4項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

以上をもちまして、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

慎重ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですのでこれで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第63号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 町長提出議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 町長提出議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第5、町長提出議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。続いて日程第6、町長提出議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申しあげました議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について一括して提案理由の説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございますが、先ほど上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案説明の中で申し上げましたように、人事院勧告等により一般職員の給与改定に合わせて、上里町長、副町長、上里町教育委員会教育長、及び上里町議会の議員の期末手当の額の改定をいたしたく所要の改正を行うものでございます。

主な改正点であります。職員の期末・勤勉手当の額が0.35ヶ月引き下げられましたので、同様に期末手当の引き下げを行なうものでございます。

まず、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。第1条といたしまして、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正するものでございまして、期末手当の額を規定している第5条第2項中の6月期についての「100分の215」を「100分の195」に、12月期につきましては「100分の235」を「100分の220」にそれぞれ改めるものであります。

第2条では、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものでありまして、期末手当の額を規定している第5条第2項中の6月期につきまして「100分の215」を「100分の195」に、12月期につきましては「100分の235」を「100分の220」にそれぞれ改めます。

次に上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。議会議員の期末手当の額を規定している第5条第2項中6月期について「100分の215」を「100分の195」に、12月期につきましては「100分の235」を「100分の220」にそれぞれ改めるものであります。

施行期日であります。いずれも条例の附則をおきまして、公布の日の属する月の翌日の初日から施行すると規定をいたしております。なお、公布する日が月の初日であるときはその日となっております。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、それから上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

議長（根岸 晃君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第64号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（根岸 晃君） 続いて、お諮りいたします。これより議案第65号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出議案第66号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第5号）について

議長（根岸 晃君） 日程第7 町長提出議案第66号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申し上げました議案第66号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。平成21年度上里町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,366万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,566万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に2ページでありますけれども、第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入の15款県支出金項の2款補助金につきましては新型インフルエンザワクチン接種助成事業補助金でございます。19款の繰越金につきましては前年度繰越金で歳入合計では、現予算に対しまして、1,366万4,000円を追加いたしまして、72億1,566万5,000円とするものであります。

次に歳出の款4衛生費、項の1保健衛生費ですが新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業助成金交付要綱に基づき、事業費の支出でございます。優先接種対象者等の事業費負担について、住民税非課税世帯や生活保護世帯の接種対象者は県の補助対象事業により県補助金が4分の3で459万1,000円であります。町が4分の1で153万1,000円、合計612万2,000円の予算計上であります。又その他優先接種対象者においてワクチン接種を受けやすい環境を整備し、重症化の予防を図る為、町独自の助成といたしまして1回の接種費用といたしまして3,600円を助成するものであります。町単独助成費を754万2,000円計上いたしました。助成事業、単独補助事業それから単独事業合わせまして総額で1,366万4,000円あります。補正予算の支出項目は医療関係の窓口で支払う費用を町が支払う契約を結んで支出する委託料1,093万2,000円、それ以外の医療機関で接種費用等償還払いといたしますものが補助金といたしまして273万2,000円で合わせて合計、先ほども申し上げましたとおり1,366万4,000円という歳出の額になるわけでありまして、歳出額合計も歳入額同様でございます。規定予

算に対しまして1,366万4,000円を追加いたしまして72億1,566万5,000円とするものであります。

以上が一般会計の補正予算の提案説明でございます。

慎重ご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

議長（根岸 晃君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第66号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

議長（根岸 晃君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、平成21年第7回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時57分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 根 岸 晃

議 会 議 員 高 橋 仁

議 会 議 員 伊 藤 裕

議 会 議 員 桜 井 彪